

建設リサイクル法電子申請について

建設リサイクル法届出書、委任状への押印が不要となったことから電子メールでの届出（受付）が可能になりました。

【届出方法について】

1. 島田市役所担当課のメールアドレスにリサイクル法届出書のデータを送信してください。

〈担当課メールアドレス〉

- | | | |
|---------------------|--|-------------|
| ・ 建築物等解体工事 | kenchiku@city.shimada.lg.jp | （担当課 建築住宅課） |
| ・ 建築物以外の解体工事（土木工事等） | suguyaru@city.shimada.lg.jp | （担当課 すぐやる課） |

- ・ 送信メール文に会社名、住所、郵便番号の記載をお願いします。（記載いただいた住所にリサイクル法届出済みシールを送付します。）
- ・ 添付書類はPDF データにまとめて送信してください。

※電子メールでの申請では副本等の返却は行いません。

2. 送信が完了でき次第、**島田市役所担当課**までご連絡ください。（メールが届いているか確認を行います。）

〈担当課連絡先〉

- | | | |
|---------------------|-------------------|--------------------------------|
| ・ 建築物等解体工事 | 建築住宅課（指導係） | 0 5 4 7 - 3 6 - 7 1 8 4 |
| ・ 建築物以外の解体工事（土木工事等） | すぐやる課（管理係） | 0 5 4 7 - 3 6 - 7 1 8 1 |

※受付日については連絡を頂き、市職員がメールの受信を確認した日とします。（工事着手の7日前までに届出をお願いします。）

※連絡がない場合には、受付できないことがあります。

3. 届出書の確認を市職員がおこない、不備等が無ければリサイクル法届出済みシールを送付します。
 - ・ 送付時に、市職員からメールを返信し、受付番号をお伝えします。メールが届き次第、受付は完了になります。
 - ・ リサイクル法届出済みシールについては、看板の見やすいところへの掲示をお願いします。